

香川の
土地改良

みどり
水土里ネット香川

発行所

香川県土地改良事業団体連合会

高松市番町 2 丁目 4 番 27-301 号

TEL (087) 822-0303

FAX (087) 851-1787

<http://www.midorinet-kagawa.or.jp/>



三ツ子石池（三木町）

目 次

1. 第 36 回全国土地改良大会 in 北海道 2~3
2. 非補助農業基盤整備資金のご案内 4~5
3. 土地改良区だより 豊中町土地改良区 6
4. 第 8 回疏水百選「香川用水」水土里の路ウォーキング参加者募集 7
5. 会と催し 8

第 36 回全国土地改良大会 in 北海道

みどり あす 水土里かがやく北の大地 明日を担う土地改良

～食と農業・農村の未来を確かなものに～

去る 9 月 11 日、北海道札幌市の北海道立総合体育センター「北海きたえーる」において、第 36 回全国土地改良大会が開催された。

この大会は、農業農村整備に携わる全国の関係者が一堂に会し、「農業・農村の重要性」と、それを支える「農業農村整備事業の役割」を広く国民にアピールするとともに、新たな農業の展開方向に即して、改めて農業農村整備の使命を再認識し、関係者が総力をあげて我が国の農業・農村をさらに発展させることを目的に開催されている。

今年、大規模な農業が展開されている国内最大の食料供給地域である北海道で「水・土・里かがやく北の大地 明日を担う土地改良～食と農業・農村の未来を確かなものに～」をテーマに開催され、全国各地から土地改良関係者約 3,000 名が参加した。

大会式典は、開催地である水土里ネット北海道の眞野弘会長の開会挨拶で始まり、主催者を代表して全国水土里ネットの野中広務会長から挨拶があり、高橋はるみ北海道知事、上田文雄札幌市長からそれぞれ歓迎の挨拶、さらに江藤拓農林水産副大臣から祝辞が述べられた。

その後、土地改良事業功績者表彰が行われ、農林水産大臣表彰 6 名、農林水産省農村振興局長表彰 16 名、全国土地改良事業団体連合会長表彰 44 名が表彰された。本県からは、全国土地改良事業団体連合会長表彰に（前）仲南町土地改良区理事長の千葉宗和氏が受賞の榮譽に浴された。

基調講演では、小林祐一農林水産省農村振興局次長から東日本大震災からの復旧・復興と農業農村整備事業の展開方向について説明があった。

また、大会宣言が道央農業協同組合青年部の中島崇裕さんと太田淳子さんによって、水・土・里かがやく北の大地 北海道から高らかに宣言された。

大会に続き、12 日、13 日の両日には、大会参加者らが 6 コースに分かれて北海道の農業農村整備事業を視察した。



全国土地改良事業団体連合会長表彰
仲南町土地改良区
（前）理事長 千葉 宗和

大会宣言

我が国の農業・農村は、食料生産により人間の基本的な営みを支えるとともに、農業生産活動を通して大きな循環の流れの中で豊かな生命を育み、自然環境の保全、良好な農村景観の形成、文化の伝承など多面的な機能を発揮し国土を支えてきました。また、気候、風土、土地条件などの変化に富んだ国土で、それぞれの地域の特色を生かした多様な農業が展開され、地域独特の農村文化が育まれてきました。

こうした農業・農村の発展は、先人たちが長い歳月を重ね、「水と大地」に巧みに働きかけてきた土地改良の歴史的成果であります。

ここ北海道は、開拓の鍬が入れられて 1 世紀半。先人の血のにじむような努力と汗により、みどり豊かな農地に変貌をとげ、冷害や凶作も見事に克服しました。

これは、将に土地改良への弛まぬ取り組みの賜であります。人もぬかるような排水不良地の改良、圃場の大区画化等に、先人達は精力的に取り組んできました。現在では、大規模で専門的な農業が展開され、北海道ならではの農村景観を形成しつつ、国内最大の食料供給地域に生まれ変わりました。

私たち「水土里ネット」は、全国のこのような豊かで、美しいふるさとをこれからも守り育て、次の世代に引き継ぐ責務を負っています。

しかしながら、我が国の農業・農村は、農産物の貿易自由化や農産物価格の低迷、担い手の減少や高齢化、耕作放棄地の増加、自然災害の多発などにより、その機能が損なわれることが懸念されます。

世界に目を向けると、人口爆発や紛争による飢餓問題、深刻化する環境問題、さらにはエネルギー問題など地球規模での課題に直面しており、私たちは、このグローバルな課題にも立ち向かわなければなりません。

このような中、国においては、成長戦略の柱に「攻めの農業」を位置付け、大区画化などの農地整備や農業水利施設の整備を推進するとともに、防災・減災のための国土強靱化に取り組み、災害に強い国土づくりを進めるとしています。私たちは、課せられた役割と責務を十分認識し、東日本大震災からの復旧・復興の加速化はもとより、長年にわたって培ってきたノウハウを最大限活用し、その実現に向けて積極的に貢献していく必要があります。更には、小水力、太陽光、バイオガスなどの再生可能エネルギーの有効利用も推し進めていく必要があります。

本日、ここに集う私たち「水土里ネット」は、改めて、「明日を担う土地改良」の意味するものを噛みしめて、食と農業・農村の未来を確かなものにしていくことが重大な使命と認識し、我が国の農業・農村の礎である「水・土・里」を守り、さらに発展させ、次世代に引き継いでいくことを、「水・土・里かがやく北の大地」、ここ北海道から高らかに宣言します。

平成25年9月11日

第36回全国土地改良大会(北海道大会)



農業・農村パネル展

大会会場では、農業・農村に関するパネル展や特産品の展示・販売が行われていた。

水土里ネットによる国際協力のパネルが展示され、本会が平成 22 年度から実施している JICA 研修の様子も紹介されていた。

本会では、これまでアジアやアフリカ 11 か国から 35 人の研修生を受け入れ、香川県の厳しい水事情から生まれたため池の技術や知識を発展途上国の農業用水や食糧問題の改善に役立ててもらうため、毎年、約 1 ヶ月間の研修を行っている。



非補助農業基盤整備資金のご案内

～土地改良施設の維持管理のために～

非補助農業基盤整備資金とは、土地改良区等が国からの補助を受けないで実施する生産基盤整備事業等に対して、日本政策金融公庫等が農家負担の軽減を目的に、土地改良区等に対して低利で融資する資金です。

国の補助対象ではない事業（県または市町単独補助事業）についても、融資の対象となります。

1. かんがい排水やほ場整備、客土などの事業を実施し、農業生産基盤の整備・保全を推進する場合の費用。
2. 農業集落排水事業の実施において、国等の補助金以外の受益者が負担する部分、また、トイレ、浴室、洗面所の改修費用。
3. 土地改良区等が行う土地改良施設の維持管理事業に対して、揚排水機場・用排水路の補修、フェンス等の設置、また、土地改良区の事務所の建設、事務機器等の購入などの費用。

■ 融資条件

区 分		償還条件		
		年 利 率	据置期間	償還期限
	貸付実行年月日	H25.9.21		
補 助 業	県 営 補 助 残	1.35%	10年以内	据置期間を含む25年以内
	団 体 営 補 助 残	1.20%	10年以内	据置期間を含む25年以内
非 補 助 事 業	利子軽減事業 かんがい排水、畑地かんがい、ほ場整備、暗渠排水、客土、農道、索道、畦畔整備、農地造成、防災、農地保全、維持管理、農業集落排水、飲雑用水施設等の事業で知事又は地方農政局長等の選・認定を受けたもの	1.20%	10年以内	据置期間を含む25年以内
	一般非補助 上記利子軽減事業以外のもの 調査設計等（各事業の調査設計、換地設計、地形図作成）を含む。	1.20%	10年以内	据置期間を含む25年以内
災 害 復 旧 事 業		0.55%		融資期間5年以内
		0.75%		融資期間10年以内
		1.05%		融資期間15年以内
		1.20%		融資期間20年以内

* 融資時の利率が最終償還まで適用される「固定金利」です。

* 借入時の金利は、金融情勢により変動します。最新の金利は、最寄りの日本政策金融公庫・農業協同組合または香川県土地改良事業団体連合会にお問い合わせ下さい。

■ 貸付対象者

(1) 土地改良区、土地改良区連合（事業主体になる場合に限る。）、農業協同組合、農業を営む者、農業振興法人

(2) 5割法人・団体（農業を営む者及び上記（1）の法人がその構成員又はその資本金などの過半数を占めるか又は過半数の出資等をしている法人・団体）

(注) 1. 5割法人・団体が借入者となるのは、農業集落排水施設等の農村環境基盤施設及び集落道（集落環境基盤施設）を対象とする場合に限りです。

2. 団体への貸付は、構成員の全員又は一部の連帯債務として融資します。

■ 融資限度額

複数年にわたる事業の場合、各年度とも土地改良区が当該年度に負担する額までとなっています。
(ただし、融資 1 件あたりの最低額は 50 万円です。)

■ 償還期間

最長 25 年（うち据置期間 10 年以内）の範囲で、施設の耐用年数等を考慮して決められます。

■ 償還方法

元利金等償還、元金均等償還のいずれかを選択できます。

■ 対象となる事業種類

事業種類	事業内容
かんがい排水	頭首工（井堰）、ため池、水路、温水施設等（併せ行う安全施設等の設置を含む。）の新設・改良。浚渫船等の取得
畑地かんがい	畑地かんがい施設（スプリンクラーの立ち上がり、ヘッドを含む。）の新設・改良
ほ場整備	区画整理、かんがい排水施設、客土、暗渠排水、農道等の工種を総合的に実施する事業
暗渠排水	完全暗渠（土管の埋設）、簡易暗渠（朶木、竹、木材、石れきの埋設）、弾丸暗渠（地下穿孔機で牽引する方法）等の新設
客土	搬入客土、流水客土、ポンプ客土
農道	農道（単独舗装や併せ行う安全施設等の設置を含む。）の新設・改良。農道橋の新設・改良
索道	空中ケーブルの新設・改良。軌条（モノラック）の新設・改良。
畦畔整備	コンクリート、ブロック、石積畦畔
石れき除去	耕作に支障となる石れきの除去
農地造成	畑（普通畑、樹園地(地目変換を含む。))
農地保全	シラス等特殊土壌対策、急傾斜地対策、水質障害対策等の事業
防災	老朽ため池整備、地盤沈下対策、湛水防除等の事業
維持管理	土地改良施設の補修・更新、浚渫等の事業（水路の補・改修、土水路のコンクリート装甲、フリューム設置、水路や農道の安全施設設置、揚排水機のオーバーホール・塗装、維持管理に必要な建物・施設や機械の取得など）
農業集落排水施設	補助事業に係る農業集落排水施設整備計画に定められた地域において、補助事業を補完して一体的に実施される施設
飲雑用水施設	土地改良事業関係補助金交付要綱、中山間地域総合整備事業補助金交付要綱、農地開発事業補助金交付要綱のうち農地基盤整備対策に基づいて行うもの並びに以上の各事業と一体計画の下に行う末端支線の工事に係るもの

■ 維持管理事業の主な用途

施設の種類の	維持管理事業の例示	施設の種類の	維持管理事業の例示
揚排水機場	揚水機、電動機の分解・補修 防塵装置の塗装・補修 通信通報用施設の補修	畑かん施設	揚水機、空気圧縮機 撒水施設等の機器類の補修 送水管・給水栓・電動弁の補修更新
ダム、頭首工 水門	門扉、開閉装置の補修・塗装 フェンスの新增設等	農道	敷砂利、橋梁の塗装
ため池	取水ゲート、土砂吐ゲート 開閉装置等の塗装・補修 堤体の補修、堆積土砂の浚渫 操作室の建屋、フェンス等の補修 観測・通信用施設の補修	施設管理施設	基礎・建屋・フェンス等の補修 フェンスの新增設 測量・自動制御機器類の取得更新 通信・警報装置の新增設等
用排水路	護岸、床張の塗装・補修 分水工・落差工等の塗装・補修 路線の一部の改修・浚渫 管水路の破損部分の交換・補修 ジョイント部分の補修	土地改良区の事務 所	土地改良区の事務所の新增設、 補修等（事務機器の導入含む）
		資材運搬、巡回 用ライトバン	取得、更新
		調査費	水利権更新に伴う調査 維持管理計画書や土地改良施設台帳の 更新のための調査

すべての施設に共通して、補強工事・電気系統の補修・防塵ネットの補修や新增設も対象になります。
毎年経常的に支出される点検整備費や事務費・人件費等は対象になりません。

～土地改良区だより～

豊中町土地改良区（三豊市）

豊中町土地改良区管内では、他地域と同様に、終戦後、社会が次第に落ち着きを取り戻すとともに、農業協同組合の活動が活発となり、組合が土地改良事業を引き受けるようになった。その後、昭和 40 年に豊中町内の 5 農業協同組合（上高野、本山、桑山、笠田、比地大）の合併に伴い、運営を同一歩調にするため、豊中町土地改良運営協議会が結成された。また、昭和 47 年に土地改良区設立の気運が高まり、度々会合を開催して協議した結果、昭和 48 年 11 月 13 日に農業生産基盤の整備及び開発を図り、もって農業生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大並びに農業構造の改善に資することを目的に豊中町土地改良区が設立され、今日に至っている。



豊かな水を湛える勝田池

豊中町土地改良区は、三豊市の中央部に位置し、東は眉山、北は天神山を境に高瀬町に接し、北西には七宝山が帯状に伸び、山麓には広大なぶどうの樹園地が形成されている。また、西は観音寺市、南は山本町に接しており、その南東部を財田川が流れている。管内は、豊中町一円と高瀬町比地・羽方 4ha、山本町大野西 2ha、観音寺市流岡町 3ha である。水源はため池や出水に依存しており、干ばつ被害が発生することもあったが、現在は香川用水の多大な恩恵を受けて農業経営の安定化が図られ、主要な農産物として、水稻、野菜（ブロッコリー、採種用玉ねぎ等）、果樹（ぶどう、みかん等）などの栽培が展開されている。

管内の基盤整備は、昭和 57 年から平成 6 年にかけて実施した県営ほ場整備事業「豊中地区」をはじめ、団体営ほ場整備事業「忌部地区」外 3 地区、四国横断自動車道関連特別対策事業「竹田地区」等の整備が行われた。また、平成 8 年から平成 19 年にかけて、国営総合農地防災事業でもって豊中町土地改良区で最大の貯水量を誇る勝田池外 8ヶ所のため池を改修し、平成 21 年からは県営農村地域防災減災事業（旧中山間地域総合農地防災事業）「七宝地区」で、ため池 8ヶ所、用排水路 162m、農地保全施設 238m の整備を実施中である。さらに平成 25 年には農業水利施設保全合理化事業「三豊地区」で 2 樋門の改修を計画している。

現在、池田理事長をはじめ、土地改良区の役員が一丸となり、地域農業の一層の発展を目指し、各種土地改良事業はもとより、農業用水の適切な配水管理や農業水利施設の保全管理に積極的に取り組んでいる。



池田 強理事長

土地改良区の概要

所在地	三豊市高瀬町下勝間 2373 番地 1
設立年月日等	昭和 48 年 11 月 13 日 香川県第 270 号
関係市町	三豊市、観音寺市
管内農地面積	815ha（田 689ha、樹園地 126ha）
組合員数	1,797 人（総代 60 人）
役員数	理事 14 人、監事 5 人

第8回疏水百選「香川用水」水土里の路ウォーキング

～水の恵みと先人の知恵を訪ねて～

参加者
募集

香川用水土地改良区では、香川用水が平成 18 年に全国「疏水百選」に選ばれたのを契機に、水土里の路ウォーキングを実施しています。今年は、大野河川敷運動場を起点に香川用水幹線水路沿いを歩き、舟岡池、香南歴史民族郷土館などを巡る水と歴史のコースです。

日 時：平成 25 年 11 月 24 日(日)

午前 8 時 30 分～12 時 受付：8 時 00 分～8 時 30 分

集合場所：大野河川敷運動場（高松市香川町）

注意事項：水筒・帽子・歩きなれた靴・雨具などは各自でご用意ください。

主 催：水土里ネット香川用水

共催・後援：香川県、高松市、高松市土地改良区連合会、水土里ネット内場池、水土里ネット舟岡池、水資源機構香川用水管理所、水土里ネット香川

協 力：香川県ウォーキング協会

申込方法：申込用紙に必要事項をご記入の上、水土里ネット香川用水へ

〒760-0017 高松市番町 2 丁目 4 番 27 号 【FAX：087-823-8369】

※11月18日(月)必着 先着200名(超えた方のみ連絡します)

問い合わせ：水土里ネット香川用水 総務課 金澤・秋山 【TEL：087-822-0155】

※参加申込書は水土里ネット香川用水、水土里ネット香川のHPよりダウンロード出来ます。



ため池の水質改善・管理には「池干し」が有効です

ため池の水を抜き、日干しすると悪化した水質の改善が図られるとともに、普段見えない堤や取水口が見えるようになり、ため池の点検もできます。

水質が悪化すると・・・

- ①景観の悪化や悪臭の発生による生活環境への悪影響
- ②ため池内の魚のへい死など生態系の破壊
- ③藻によるかん水施設の機能障害など、農業用施設への被害

水質改善 ◀ 池干し ▶ ため池の適正管理

- ・美しい水辺空間、憩いの場の提供
- ・望ましい生態系の保全
- ・良好な用水機能の維持

ご協力ありがとうございました

水土里ネットの運営実態を記入していただく「土地改良区運営実態等統計調査」につきましては、業務ご多忙の中、ご協力いただきましてありがとうございました。

今後、この調査結果を全国水土里ネットで分析し、土地改良区の運営実態及びその意向を明らかにすることにより、土地改良区の組織運営基盤の強化に活用するとともに、今後の行政における政策検討の参考資料となるよう提案して行きたいと考えています。

会 と 催 し

開催月日	会 の 名 称	開催場所
9 月 11 日	香川県農林産業・地域の活力創造協議会	高松市
11 日 ～13 日	第 36 回全国土地改良大会 i n 北海道	北海道
18 日	農村振興リーダー研修	岡山市
19 日	土地改良工事価格積算基準改正説明会	高松市
25 日	第 1 回水土里情報担当者会議	東京都
26 日 ～27 日	換地関係異議紛争処理対策検討会	広島県
10 月 1 日	A r c G I S 最新情報セミナー	高松市
3 日	香川県集落営農・農地活用推進プロジェクトチーム幹事会（第 3 回）	高松市
9 日	香川県農地利用集積推進対策会	高松市